

衣浦東部広域連合障害者活躍推進計画

衣浦東部広域連合事務局

I 策定の背景と課題

我が国においては障害者の活躍を推進し、一般の労働者と同一水準での雇用機会を確保することを目的とし、官民を問わず多くの団体に障害者の法定雇用率を設定していました。

しかしながら、平成30年に、一部の国の機関及び地方公共団体において障害者数の不適切な計上があり、定められた法定雇用率を満たしていない状況が明らかとなりました。

このような事態を踏まえ、国は障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第1項の規定において、国及び地方公共団体の任命権者は、障害者活躍推進計画作成指針に即して、当該機関が実施する障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画を作成するように指示し、単純に障害者の法定雇用率を満たすだけではなく、障害者の活躍の場を拡大し、障害者の雇用を促進することとなりました。

衣浦東部広域連合事務局では組織が構成団体からの派遣者と消防局からの出向者で構成されており、これまで衣浦東部広域連合事務局に配属することを目的とした職員の採用を行ったことがありませんでした。

このため、障害者を雇用した際の組織の体制整備や職員の障害者雇用に関する理解が促進されていませんでした。

以上のことから衣浦東部広域連合事務局では障害者活躍推進計画を策定するにあたり、課題となる組織の体制整備や職員の障害者雇用に関する理解の促進を図ります。

II 計画期間

計画期間においては令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間の計画期間とします。

なお、計画期間中にあっても必要に応じて計画内容を適宜修正していくこととします。

Ⅲ 計画の周知と情報の公表

計画を策定・変更した際は庁内の掲示板等を用いて職員に対しての周知を図ります。また衣浦東部広域連合のホームページ上にて情報を公表します。

Ⅳ 目標

(1) 採用に関する目標

障害者雇用の推進に関する理解を促進する。

(2) 障害をもった職員の定着に関する目標

今後障害をもった職員が配属された場合は定着率等のデータを蓄積する。

Ⅴ 取組内容

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

ア 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。障害者雇用推進者は障害者の雇用の促進及び継続を図るため、施設又は設備の設置又はその他の諸条件の整備を図るための業務を行う。

イ 障害者である職員の相談窓口を総務課人事係に設置し、設置後は庁内掲示板等により職員への周知を図る。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

在職している職員の中で、事故・病気等により障害を持ち、従来の業務の遂行が困難となった職員から相談があった場合は、労働局等関係各所に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際に障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その要望を踏まえて検討を行い、継続的な措置を講じる。

VI その他

国等による障害者就労施設からの物品の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づき各機関、各市町村が作成した調達方針を参照し、障害者就労施設等への物品の発注等を通じて、障害者の活躍を推進する。